

## 千葉市病院局電子複写サービス（単価契約）に係る仕様書

- 1 件 名 千葉市病院局電子複写サービス契約（単価契約）
- 2 目 的 この契約は、受注者が千葉市（以下「発注者」という。）に複写サービスを提供するに際し、受注者が設置した複写機の適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行い、複写機に必要な消耗品等（複写用紙を除く。）を円滑に供給することを目的とする。
- 3 契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（長期継続契約）
- 4 契約内容

### （1）設置場所

設置場所は、以下のとおりとする。

- ア 千葉市中央区青葉町1273番地2  
千葉市立青葉病院1階事務局及び2階地域連携室
- イ 千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号  
千葉市立海浜病院1階医事室及び2階コピー室
- ウ 千葉市美浜区若葉3丁目1番27  
(仮称) 千葉市立幕張海浜病院1階医事エリア及び5階事務エリア  
※令和8年8～10月頃にイからウへ移設予定

### （2）設置機器の数量・仕様

設置機器の台数及び仕様は、以下のとおりとする。

- ア 台数：5台

設置場所		台数	月間使用予定枚数
千葉市立青葉病院	1階 事務局	1	31,600
	2階 地域連携室	1	35,900
千葉市立海浜病院	1階 医事室	1	16,800
	2階 コピー室	1	26,000
		1	32,000

※令和8年8月以降順次、千葉市立海浜病院における機器設置場所が下記へ変更

(仮称) 千葉市立幕張海浜病院（令和8年8月または9月上旬に1台、同年9月下旬または10月に2台を千葉市立海浜病院より移設）	1階 医事エリア	1	16,800
	5階 事務エリア	1	26,000
		1	32,000

※月間使用予定数量は、1台当たりの枚数

イ 仕様

- (ア) 形式は、コンソールタイプ（据え置き型）であること。
- (イ) 給紙様式は、前面給紙、横送りで機器本体に完全に内蔵される4段以上のトレイ又はカセットにより行うものとする。また、最低1段はA4サイズで、1,000枚以上の用紙が収納できるものであること。
- (ウ) 縮小、拡大コピー時においても、専用カセット等の付属品を必要とせずにコピーできるものであること。
- (エ) 25%から400%までの任意の縮倍率を有すること。
- (オ) 電子式ソート機能を有すること、ホチキス留めについては、最低でも1箇所留め及び2箇所留めの2種類ができる機能を装備していること。また、ホチキス留めをしない場合でも、A3、A4、B4、B5のサイズで、部単位ごとにオフセット排出できること。  
なお、千葉市立海浜病院1階医事室及び（仮称）千葉市立幕張海浜病院1階医事エリアに設置の機種については、ホチキス留めは不要とする。
- (カ) 自動両面コピー、自動用紙選択、自動倍率選択、自動濃度調整等の自動化機能を有すること。
- (キ) 月間の使用枚数が70,000枚以上/台において、良好なコピーを安定して供給できること。
- (ク) 連続コピースピードは、A4横サイズで1分間に75枚以上であること。  
ファーストコピータイムは、A4横サイズで3.5秒以下であること。
- (ケ) 4種の用紙を自動給紙すること（A3、A4、B4、B5）。
- (コ) 自動両面原稿送り装置は、原稿がA4で150枚まで積載でき、モノクロ1パス両面読み込み（1回の原稿搬送で両面の同時読み取りができる）機能を装備していること。また、A3からB5すべてのサイズで対応可能であること。
- (サ) ウォームアップタイムは、1分以内であること。
- (シ) 使用電源は、100V、15Aとする。
- (ス) 情報漏洩の抑止となる機能があること。
- (セ) ハードディスクデータの上書きデータ消去・暗号化ができること。
- (ソ) 設置機器の寸法は、以下のとおりとする。
  - a 千葉市立海浜病院 1階医事室及び  
（仮称）千葉市立幕張海浜病院 1階医事エリア  
設置スペースが限られているため、排出トレイまで含めて以下の寸法とする。

幅1,080mm×奥行810mm×高さ1,200mm以下

(手差しトレイを開いた場合は含まない)

b 上記以外に設置する機器については、それぞれ以下の占有寸法とする。

幅1, 880mm×奥行820mm×高さ1, 200mm以下

(手差しトレイを最大に伸ばしたとき)

- (タ) (仮称) 千葉市立幕張海浜病院に設置する複写機は IC カード等を利用して、全ての複写機にて使用できることとする。また IC カード等は、2 部門に分けて部門毎に複数枚配布する。
- (チ) (仮称) 千葉市立幕張海浜病院に設置する複写機の複写サービス枚数については、複写機から 2 部門に分けて把握できるようにする。
- (ツ) (仮称) 千葉市立幕張海浜病院の 5 階事務エリアに設置する複写機のうち、1 台は FAX 機能が搭載されていることとする。また、2 部門の FAX 番号を登録できるようにすること。
- (テ) (ツ) に記載の複写機における FAX 受信について、ペーパーレス受信の場合、指定のメールアドレスへ FAX を転送できる等、市側の各パソコンにて FAX を閲覧できる機能を有することとする。

### (3) 複写サービス料金の支払い

複写サービス料金の支払いは、以下のとおりとする。

- ア 複写サービス料金は、1 か月間 (月の初日から末日までをいう。以下同じ。) の複写サービス利用枚数に複写枚数 1 枚当たりの単価を乗じた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- イ 1 か月間の複写枚数は、当該機器の 1 か月間の複写総枚数から受注者が当該機器の点検又は整備のために使用した複写枚数及び受注者の責に帰すべき原因により生じた不良複写枚数を減じた枚数とする。
- ウ (仮称) 千葉市立幕張海浜病院に設置する複写機の複写サービス料金について、受注者は各複写機の料金を合計し、1 枚の請求書にて発注者へ請求する、または 4 (2) イ (チ) の 2 部門毎に請求書を発行して発注者へ請求する。

### (4) 複写機の保守

複写機の保守等については、以下のとおりとする。

- ア 受注者は、設置機器を常時正常な状態で使用することができるように技術員を毎月 1 回以上派遣して、点検及び調整を行わなければならない。また、受注者は、常時、設置機器を使用することができるように消耗品 (複写用紙を除く。) の供給を行わなければならない。
- イ 設置機器の故障等により当該機器を正常に使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき速やかに技術員を当該機器の設置場所に派遣して正常な状態で使用できるようにしなければならない。

(5) その他

その他については、以下のとおりとする。

- ア フル・オール・イン・プライス契約とし、全機種統一の1枚当たりコピー単価にて契約を締結する。また、月間最低複写サービス料金及び月間基本複写サービス料金等の設定はできないこととする。
- イ 千葉市立海浜病院に設置されている機器については、4(2)アに記載のとおり、令和8年8月以降順次、(仮称)千葉市立幕張海浜病院へ移設する。また、機器の移動・連結の取り外し等は受注者が実施し、それらに要する費用は全て受注者負担とする。